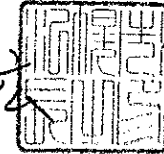


札幌市私人の行う道路工事に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年6月 | 日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第 31 号

札幌市私人の行う道路工事に関する規則の一部を改正する規則

札幌市私人の行う道路工事に関する規則（昭和26年規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<u>第3章 補助金の交付</u> <u>(補助)</u>	

改正前	改正後
<u>第11条 第3条の規定により、承認を受けて道路に関する工事を施工した者のうち、市長において特別の事由があると認めた者に対しては、予算の範囲内において工事費の一部を補助することがある。</u> <u>(補助金額の範囲)</u> <u>第12条 補助の金額は、工事費の10分の3以内とする。但し、市長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</u> <u>(工事費)</u> <u>第13条 前条に規定する工事費とは、次の各号に掲げる費用をいう。</u> <u>(1) 材料費</u> <u>(2) 労力費</u> <u>(3) その他直接工事に要する費用</u> <u>(補助金交付願の提出)</u> <u>第14条 第11条の規定により補助を受けて道路に関する工事を施行しようとする者は、前年の12月末日までに第3条の規定による申請書と共に、道路工事補助金交付願(様式3)を市</u>	

改正前	改正後
<u>長に提出しなければならない。但し、特別の事由があつて、市長がこれを認めた場合は期日以後であつてもこれを受取ることがある。</u> <u>(補助の決定)</u> <u>第15条 市長は、前条の規定により提出された交付願を審査し、補助することに決定した者に対しては、工事施行承認通知と同時に、その旨を通知する。この場合、市長は補助金の予定額を通知する。</u> <u>(補助決定の取消し)</u> <u>第16条 市長は、第10条の規定により工事施行の中止又は道路の原状回復を命ぜられた者に対し、補助の決定を取り消すことができる。</u> <u>2 市長は、前項の規定による処分をするときは、当該中止又は原状回復を命ぜられた者に対してその理由を示さなければならない。</u> <u>(完了明細書の提出及び補助金の交付)</u> <u>第17条 第15条の規定により、補助の決定を受けた者は、工事完了後に、道路工事完了明細書（様式4）を市長に提出し、</u>	

改正前	改正後
<u>第8条に基く検査と同時に審査を受けなければならない。</u> <u>2 市長は前項に基き審査の結果、補助金額を決定し、これを交付する。</u> <u>(表彰状及び奨励金)</u> <u>第18条 市長は、当該年度における私人が行う道路工事が完了したときは、その全道路工事を審査の上、成績優秀なものに対しては、表彰状及び奨励金を交付することがある。</u> <u>(札幌市行政手続条例の適用除外)</u> <u>第19条 この規則の規定に基づく補助金の交付に関する処分については、札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。</u> <u>第4章 （略）</u> <u>(委任)</u> <u>第20条 （略）</u>	<u>第3章 （略）</u> <u>(委任)</u> <u>第11条 （略）</u>

様式3及び様式4を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。